

安全性を確保するための管理の計画

- ※ これは安全性を確保するための管理の計画の一例です。各型式の設計・特徴に見合った内容を記載して下さい。
- ※ この計画に沿った対応をするための具体的な手続きを社内で設定する必要がありますが、社内規定の番号等はこの計画文書に記載する必要はありません。
- ※ 計画のとおり安全性を確保するための管理が実施されていないことが明らかになった場合は、社内に構築されたプロセスが適切に機能しているのか確認を行う場合があります。

XXXX 株式会社

改訂履歴

改訂番号	発行・改訂日	改訂頁	改訂理由
初版	〇〇年〇〇月〇〇日	—	—

目 次

	頁
1. 型式認証等の取得者の責任	○
2. 設計者名及び製造者名、型式名、製造番号	○
3. 社内の責任部署及び担当	○
4. 無人航空機等の使用（運航）者を管理する方法	○
5. 定期的な運航状況の収集方法	○
6. 自社における他型式機の事故、インシデント情報等の収集方法	○
7. 情報の分析及び評価フロー、責任部署、型式認証形態への反映方法等	○
8. 使用者への技術情報の提供	○
9. 航空局への報告	○

1. 型式認証等の取得者の責任

型式認証等の取得者の責任については、表.1 のとおり。

表.1 型式認証の取得者の責任

型式認証の取得者	責任
XXXX 株式会社	型式認証を取得した無人航空機の安全基準及び均一性基準への適合並びに安全性の確保に係る対応（製造委託先の管理を含む。）

※製造委託先の管理に関する記述は、無人航空機の製造を委託している場合に記載して下さい。

2. 設計者名及び製造者名、型式名、製造番号

安全性を確保するための管理の計画（以下「本計画書」という。）の対象となる無人航空機は、表.2のとおり。

表.2 設計者名及び製造者名、型式名、製造番号

設計者	製造者	型式名	製造番号
XXXX株式会社	株式会社XXXX	〇〇式 XXXX型	*
XXXX株式会社	株式会社XXXX	〇〇式 YYYY型	*

* 製造番号は、ドローン情報基盤システム（DIPS）に登録したとおり。

※型式認証を受けた無人航空機が複数ある場合には、全ての型式について記載して下さい。

3 社内の責任部署及び担当

本計画書に基づき社内に必要な業務が実施されることに責任を有する部署及び担当は、表.3 のとおり。

表.3 社内の責任部署及び担当

社内の責任部署	XXXX 株式会社 ABC 部 GHI 課〇〇担当/係/チーム等
---------	----------------------------------

※〇〇担当/係/チーム等には、適切な名称を記載して下さい。個人名を記載する必要は、ありません。

4. 無人航空機等の使用（運航）者を管理する方法

アプリケーション又はホームページで登録された顧客の情報を管理する。

5. 定期的な運航状況の収集方法

アプリケーション又はホームページで登録した顧客に対し、表.2 の無人航空機に故障、不具合又は欠陥が発見された場合には、報告するように協力を依頼し、定期的に呼びかけを行う。

6. 自社の他型式機の事故、インシデント情報等の収集方法

- 型式認証を受けていない自社の他型式の無人航空機について、顧客からの報告を社内共有する方法により情報を収集する。
- 無人航空機の事故及びインシデント情報が公開されている以下のサイトを、○カ月に1度の頻度で確認し、型式認証を受けていない自社の他型式の無人航空機に関連する事故、インシデント情報等の収集を行う。
 - (1) 運輸安全委員会のホームページに掲載される無人航空機の事故情報
 - (2) ドローン情報基盤システムに掲載されるリコール情報
 - (3) 国土交通省のホームページに掲載される「無人航空機に係る事故等報告一覧」

※型式認証を受けていない自社の他型式の無人航空機が存在しない場合、本項では「自社における他型式機は無く、事故、インシデント情報等の収集方法の計画はない」と記載して下さい。なお、型式認証を受けた無人航空機についての情報収集は、5.に示す方法により行って下さい。

※上記(1)～(3)のサイトの URL は、以下のとおりです。本計画書に下記の URL の記載は不要です。

- (1) 運輸安全委員会のホームページに掲載される無人航空機の事故情報
<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>
- (2) ドローン情報基盤システムに掲載されるリコール情報
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>
- (3) 国土交通省のホームページに掲載される「無人航空機に係る事故等報告一覧」
https://www.mlit.go.jp/koku/accident_report.html

7. 情報の分析及び評価フロー、責任部署、型式認証形態への反映方法等

(1) 情報の分析及び評価、型式認証形態への反映方法

- 収集した故障、不具合及び欠陥の情報並びに事故、インシデント情報等に基づき、これらの事案の原因を分析する。
- 原因分析の結果、飛行を停止する必要がある場合には、直ちに航空局に報告するとともに、使用者に対して周知する。
- 原因分析の結果、再発防止のために、型式認証を既に受けた機体の使用方法、整備方法、その他の管理方法の注意点等を使用者に周知する必要がある場合には、技術情報を作成して速やかに使用者に周知する。
- 原因分析の結果、再発防止のために設計又は製造過程を変更する必要がある場合、型式認証の変更の手続きを開始する。

(2) 責任部署

上記の対応が適切に社内関係部署で実施されることについて、表.3 の担当が責任を有する。

※上記は記載例であり、実際の社内のプロセスの概要がわかる内容を記載して下さい。

8. 利用者への技術情報の提供

使用者に技術情報を発行する際は、ドローン情報基盤システム（DIPS）に当該情報を登録し、該当する運航者に配布する。

9. 航空局への報告

航空局への報告は、7 項の手順に基づき適切な時期に、航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センターに対して行う。